



中央大学法学部寄附講座
『福祉と雇用のまちづくり』

第 2 回

対話こそ共生社会を開くカギ

2019年4月17日

弁護士法人つくし総合法律事務所 弁護士

大胡田 誠 氏

■人間関係とは鏡写しのようなもの

私は全盲の弁護士として仕事を始め、今年で12年目を迎えました。目が見えないことで今でもいろいろ苦勞はありますが、弁護士になりたての頃は今とは比較にならないほどたくさんの苦勞がありました。中でも一番大変だったのは、私のところに相談に来てくれた依頼者に信頼してもらえないこと。目が見えない、ということに不安を感じた方から「見えなくて私の弁護ができるんですか？」「目の見える先生に代わってもらった方が良いのではないですか？」、そう言われることが多かったのです。私は悩みました。せっかく弁護士になれたのに、依頼者に信頼してもらえなかったら、責任を持って仕事をすることができない。どうすれば良いのか、先輩に相談したり、本を読んで研究をしました。そのうち、ひとつのことが分かってきたのです。

人間関係における秘訣、それは「人と人の関係とは、鏡写しのようなものだ」ということです。これは弁護士と依頼者の間だけでなく、様々な仕事、人間関係にも当てはまることだと思います。相手がなかなか心を開いてくれない。そんな時は大抵自分の方が変に力が入っていたり、意識をしてしまっていることが多く、それが相手に伝わり相手も心を閉ざしてしまう。相手に信頼してもらいたいなら、まずは自分が相手を信頼する。相手に理解されたいのなら、まずは自分が相手を理解しようと努める。相手に好かれたいのなら、自分が相手を好きになる努力をする。そうすると、それが鏡写しのように伝わり、相手も自分を信頼し、理解し、好きになってくれるのです。

■迷った時には自分の心と対話する

私には妻と2人の子どもがいます。子どもたちは目が見えています。妻は私と同じように全盲の障がいを持っています。父親も母親も目が見えない、それは子どもにとって特殊な家庭環境であり、将来いろいろな苦勞をかけるかもしれません。その一方で、我々だからこそ教えてあげられることもあると思っています。

それは「人生に立ち足る困難から逃げず、それと上手く付き合っていく姿勢」です。これからの人生で様々な壁にぶつかることもあるでしょう。そんな時に「だから無理だ」とできない理由を探すのではなく、「じゃあどうするか」とできる方法を探していく。人生は「じゃあどうするか」を考えるとがぜん面白くなっていく。それを子どもたちには教えてあげたいと思っています。

私は中学生の頃から弁護士を目指していたのですが、弁護士になるまでに

はたくさんの困難がありました。全盲という理由でいくつもの大学に受験を断られ、ようやく入学できた後も、点字でノートを取る音がうるさいと苦情を言われてしまったこともあります。4回目の司法試験で不合格になった時には「もうダメだ」と頭の中が真っ白になりました。

そんな私に母がかけてくれたのが、「迷った時には、自分の心が温かいと感じる方を選びなさい」という一言でした。私は自分の心に問いかけてみました。「あの辛い受験勉強をもう一回頑張れるだろうか、そこまでして弁護士になりたいという思いがあるだろうか…。弁護士になって困っている誰かのために働いている、そんな自分の姿を想像すると、心が温かく感じられ、私は机に向き直ることができたのです。

皆さんもこれから先、迷うことがたくさんあると思います。そんな時は「どちらが自分の心が温かいと感じるだろう」と問いかけてください。きっと、あなたに向いた道を指し示してくれると思います。

■ “みんな違ってみんないい” 共生社会の実現へ

皆さんは障がい者が日本に何人くらいいるか、考えたことはありますか。現在、日本には障がい者が936万6,000人ほどおり、日本の人口の8%に当たります。つまり12～13人に1人は障がい者ということです。これほど多くの人がいるにも関わらず、日本の社会にはまだ、障がい者が社会の中で自分らしく輝くことを阻んでいる様々なバリアがあると感じています。日本の、中でも都市部の建物や交通機関など物理的なバリアフリー化は世界的に見ても進んでいます。しかし一方で、健常者の心の中にあるバリアに悩まされることが少なくありません。そんなバリアをなくしていけるのではないかと思うのが「障害者差別解消法」という法律です。

この法律の目的は「障がいを理由とする差別の解消を推進することによって、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」とされています。金子みすゞさんの有名な詩に「鈴と、小鳥と、私、みんな違って、みんないい。」というものがありますが、この障害者差別解消法が目指しているのは、そんな「みんな違ってみんないい」、むしろ「みんな違うからこそいいんだ」そんな社会なのではないかと思います。

この「障害者差別解消法」ではそうした社会を「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「障がい者への合理的な配慮の提供の義務付け」の2本柱で実現しようとしています。障がい者と健常者を理由なく差別して

はいけませんよ、そして、障がい者が求めた場合には社会の側が手助けや設備の改良、ルールの変更などをしなければなりませんよ、ということです。

法律はこのように整備されてきましたが、なんといっても大切なのは皆さんの意識、「心」です。相手のことを考えてみる、想ってみる。そうすることで豊かになるのは相手だけではなく、自分の心も豊かになっていくと考えています。

今日この講演を聞いてくださった皆さんが、さらにたくさんの方のことを想い、たくさんの方のことを考えて、さらに心の豊かな人生を歩んで行っていただければと思います。

<文責：全労済協会調査研究部>